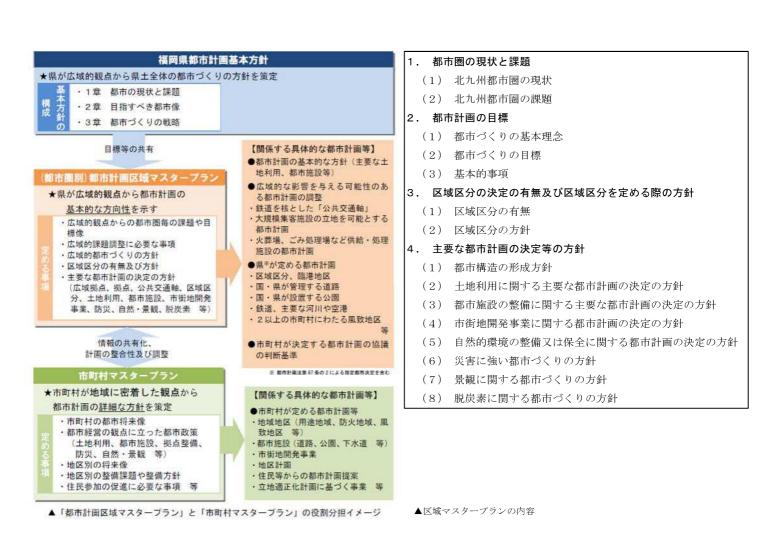
(1) これまでの経緯

- ○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン、以下「区域マス」)は、 都市計画法第6条の2の規定に基づき、県が市町村を超える広域的見地から具体の都市計画を推進 していくため、おおむね20年後の都市の姿を展望し、「都市計画の目標」「区域区分の決定の有無及 び区域区分を定める際の方針」等を定めている計画で、県の基本的な考え方を示した「福岡県基本方 針(以下「基本方針」)」に即したもの。
- ○福岡県では、社会状況の変化や都市計画に関する基礎調査(以下「基礎調査」)の結果等を踏まえ、 **区域マスはおおむね5年**、基本方針はおおむね10年**を目途に定期的な見直**しを行っている。
- ○近年の見直しとして、<u>第7回(平成29年1月策定)では、平成22年に実施した基礎調査の結果や平成27年10月に策定した基本方針を反映、第8回(令和3年4月策定)では、平成27年に実施した基礎調査の結果を踏まえた見直し</u>を実施。
- ○なお、基本方針については、近年の都市計画を取り巻く環境変化に対応した見直し策定に向けて手続きを進めている。(令和7年12月策定予定)



(2) 第9回(今回)の見直し概要

- ○第9回(今回)の見直しについては、令和2年に実施された国勢調査及び令和4年に実施した都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえて見直しを行うもの。
- ○内容については、「令和7年12月に策定予定の基本方針」の見直し内容の反映やその他「各種数値 目標等の時点修正」、「文言等の時点修正、表現方法の変更」等の見直し。

1. 令和7年12月に策定予定の基本方針の見直し内容の反映

現行の集約型の都市づくりを継承しつつ、新たに多様な価値観を包摂した、災害に強い都市づくりの実現に向けた都市計画の決定等の方針を記載

※区域毎ではなく県全体の都市の目標や土地利用に関する主要な都市計画の決定方針等に以下について言葉で記載

〇「多様な価値観を包摂した都市づくり」

人々のライフスタイルが多様化するなか、都市としての多様なニーズを受入れ、人々の暮らしや あらゆる活動を支える都市づくりの視点を追加

- ・沿道環境の形成による居心地が良く歩きたくなる魅力的な市街地空間づくりを促進
- ・バリアフリー化やスマートウェルネスシティ化(健幸:個々人が健康かつ生きがいを持ち、 安心安全で豊かな生活を営むこと)の推進
- ・行政・住民・民間企業・大学等が連携し地域の特性に応じたまちのにぎわいや都市の魅力の 向上等を図る官民連携のまちづくりの推進 等

〇「災害に強い都市づくり」

激甚化・頻発化する災害から人々の命や財産を守り、安全で安心して暮らせる災害に強い都市づくりの視点の強化

- ・災害の危険性が高い区域※1 においてはハード整備による防災対策と併せて、避難体制や関係部局間の連携強化などのソフト対策を推進
- ・上記に加え、災害の危険性の高い区域のうち住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある 区域※2においては、計画的な低密度化への誘導や想定される災害の種類に応じた災害の危険性の 軽減・除去やソフト対策の徹底により安全性の確保を推進 等
- ※1 災害の危険性の高い区域とは、土砂災害特別警戒区域等いわゆる災害レッドゾーンにあたる区域。
- ※2 住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域とは、災害の危険性の高い区域(※1)から浸水想定区域(想定最大規模:洪水、雨水出水、高潮)等の浸水想定区域における浸水深50cm未満の区域を除いた区域。

2. 各種数値目標等の時点修正

区域マスでは、国勢調査の結果から推計された社人研の人口予測や、工業統計調査、経済センサス、商業統計調査の結果から、目標年次に市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべき概ねの人口及び産業の規模を設定。これをもとに、「居住」「工業」「卸売」「小売」の機能について新市街地として必要と見込まれる規模(フレーム)を下記のとおり算出しており、この範囲内で市街化区域への編入を行うことができる。

3. 文言等の時点修正、表現方法の変更

- 事業の終了や着手等に伴う主要な施設の整備箇所の変更等
- 判読性向上のため「大規模集客施設の種類及び規模等と立地区分」の表現方法の変更等例) 政令市と政令市以外の場合の明確化、該当する施設規模と誘導する場所の明確化等

(4) スケジュール(予定)について

